

平成30年

第3回市議会定例会 議案第13号

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築
基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築
基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成5年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第1項中「別表第5」を「別表第4」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条を第6条とする。

第8条各号列記以外の部分中「別表第6」を「別表第5」に改め、同条を第7条とする。

第9条各号列記以外の部分中「別表第7」を「別表第6」に改め、同条を第8条とする。

別表第1備考中「別表第7」を「別表第6」に改める。

別表第3を削る。

別表第4中「第6条」を「第5条」に改め、同表を別表第3とする。

別表第5中「第7条」を「第6条」に改め、同表を別表第4とする。

別表第6中「第8条」を「第7条」に改め、同表を別表第5とする。

別表第7中「第9条」を「第8条」に改め、同表を別表第6とする。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備等をするため